

I 県央家畜保健衛生所の概要

1 沿革

- 昭和24年7月 栃木県宇都宮家畜保健所として栃木県家畜衛生試験所と共に宇都宮市塙田町県庁構内に設置。
- 昭和26年3月 栃木県宇都宮家畜保健衛生所と栃木県家畜衛生試験所を合併し、栃木県中央家畜保健衛生所と改称。
- 昭和39年4年 栃木県中央家畜保健衛生所を宇都宮市戸祭方作2634に新築移転し、同時に地方機関として栃木県家畜衛生研究所を同一建物内に設置。
- 昭和41年4月 機構改革により七井及び鹿沼家畜保健衛生所を統合し、両所を出張所として再び栃木県宇都宮家畜保健衛生所と改称。
- 平成11年1月 栃木県宇都宮家畜保健衛生所及び栃木県家畜衛生研究所を現所在地に新築移転。
- 平成12年4月 県の組織改編により、栃木県宇都宮家畜保健衛生所、栃木県氏家畜保健衛生所並びに栃木県家畜衛生研究所を再編整備し、栃木県氏家畜保健衛生所管内の一部を統合して栃木県県央家畜保健衛生所とした。

2 所在地

〒321-0905 栃木県宇都宮市平出工業団地6-8

TEL 028-689-1200 (代) FAX 028-689-1279

交通 JR岡本駅から徒歩20分 JR宇都宮駅前から東野バス(岡本、喜連川方面行き)「三菱製鋼前」下車3分

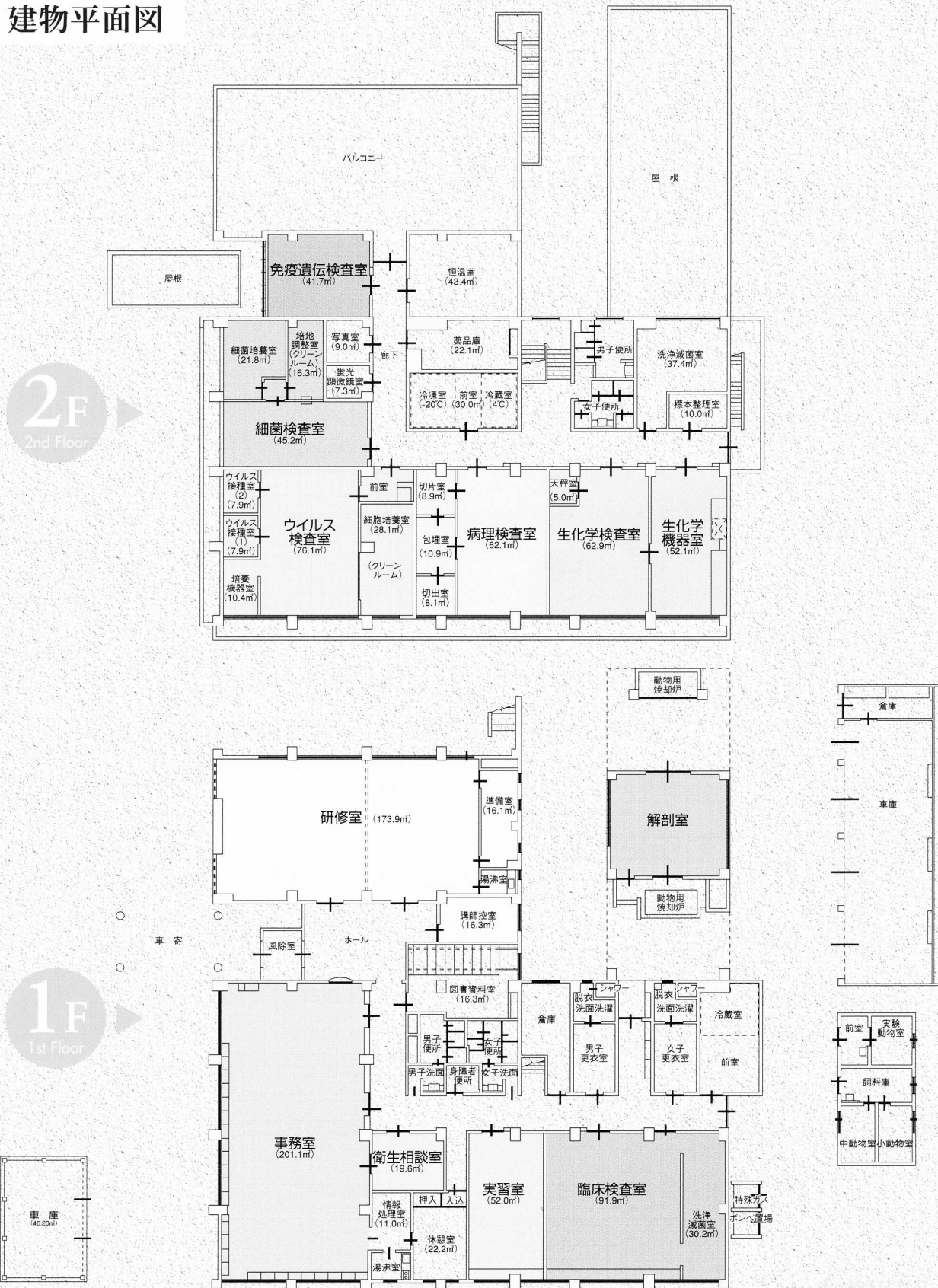


4 施設概要と配置図

- 敷地面積 5,600㎡ (駐車場 68台駐車可能)
- 建物 本館：1,752㎡ (RC2F)
- 解剖室：56㎡
- 焼却炉：焼却能力 190kg/H 800℃
- 実験動物舎：50㎡
- 車庫・倉庫：166.2㎡ 公用車 6台

Outline of Facilities & Building Arrangement

建物平面図

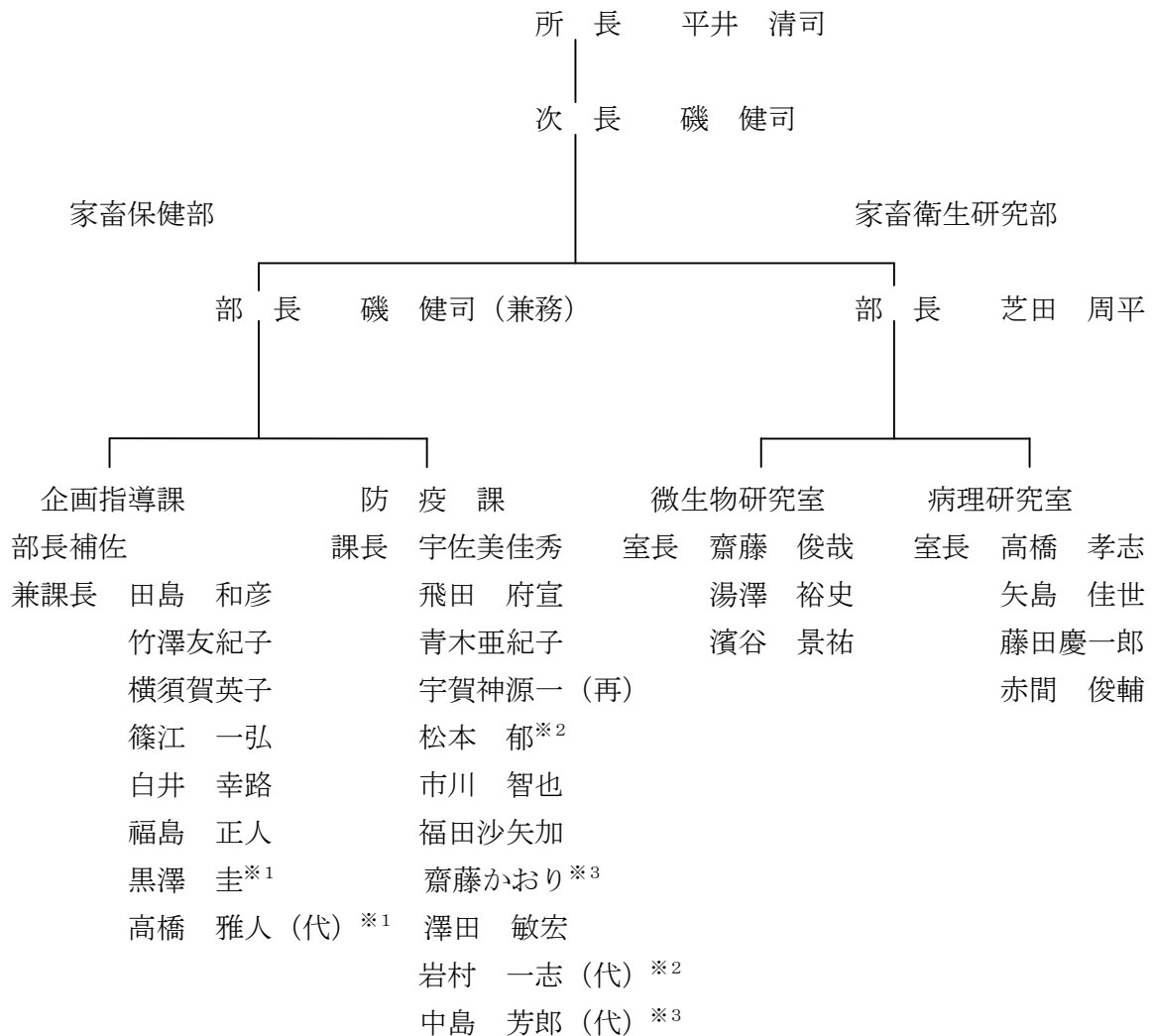


5 組 織

(1) 人 員

26名（獣医師23名、畜産職1名、事務職2名）

(2) 職員構成



6 管内の特徴

当所管内は、概ね県の中央部（本県市町数の約半数の13市町）にあり、宇都宮市と河内郡を中心に、東は芳賀郡、西は上都賀郡、北は塩谷郡からなる県内畜産の中核地帯である。地勢は、北部から西部に擁する山岳地帯、東部は八溝山地の南端、中央及び南部は平野を形成し、変化に富んだ豊かな地形は各地で様々な経営形態を発達させている。

乳用牛 飼養頭数約13,000頭で県内の約20%を占め、首都圏への生乳生産地帯として

の地位を築いており、近年の傾向として、経営規模の大型化、経営環境の都市化の進展等が見られている。一方、栃木県土上平放牧場や大笹原放牧場等の多くの公共牧場を有し、優良後継牛の育成に努めている。

肉用牛 飼養頭数約 30,000 頭で県内の約 30%を占め、和牛繁殖牛は日光市地域で夏山冬里方式が、高原、八溝地域では複合経営による飼育が盛んである。肥育牛は宇都宮市を中心とする銘柄牛「宇都宮牛」をはじめとして管内広域で行われている高級和牛肉の生産、また、塩谷郡、河内郡には大規模な F₁、乳雄肥育農場があり肥育牛の一大生産地帯を形成しており、優れた肥育技術は高い市場評価を得ている。

豚 県内飼養戸数の約 40%（頭数で約 20%）を占めている。中小規模が多く、当管内の都市化の進展等により農家戸数の減少が見られるなか、生産頭数は現状維持で推移している。

鶏 県内飼養戸数及び羽数はそれぞれ 50.0%を占めている。中小規模経営では付加価値を付けた特殊卵生産が増加する傾向にある。

馬 J R A 競走馬総合研究所、乗馬クラブ等で約 350 頭が飼養されている。

みつばち 管内に約 2,500 群が飼育されている。多くが施設園芸に利用され、管内の主要農産物のイチゴ、ナシ等の生産に使用されている。

7 業務内容

家畜保健部 企画指導課

- 1 公印の保管に関する事。
- 2 職員の服務に関する事。
- 3 文書の收受、発送、編集及び保存に関する事。
- 4 予算、決算及び会計事務に関する事。
- 5 県有財産の維持管理に関する事。
- 6 物品の維持管理に関する事。
- 7 家畜衛生業務の企画調整に関する事。
- 8 動物薬事に関する事。
- 9 獣医師及び獣医療に関する事。
- 10 家畜人工授精師、削蹄師及び装蹄師に関する事。
- 11 獣医畜産技術の普及及び研修に関する事。
- 12 家畜衛生統計に関する事。
- 13 家畜衛生に関する思想の普及及び向上に関する事。
- 14 畜産環境対策のための指導に関する事。
- 15 家畜衛生対策事業に関する事。（情報の収集、医薬品の検査等）
- 16 牛受精卵移植技術指導に関する事。
- 17 前号に掲げるもののほか、他部課の主管に属しない事務に関する事。

家畜保健部 防疫課

- 1 家畜伝染病の防疫に関する事。
- 2 家畜伝染性疾病の防疫に関する事。
- 3 家畜の生産衛生に関する事。
- 4 畜舎の環境衛生に関する事。
- 5 牧野衛生に関する事。
- 6 病性鑑定に関する事。
- 7 細菌学的検査に関する事。
- 8 免疫学及び血清学的検査に関する事。
- 9 病理学及び血液学的検査に関する事。
- 10 原虫及び寄生虫学的検査に関する事。
- 11 生化学的検査に関する事。
- 12 家畜衛生対策事業に関する事。(診断予防技術向上対策、慢性疾病等生産性阻害疾病対策、畜産物安全性確保対策、動物由来感染症監視体制整備等)
- 13 自衛防疫に関する事。
- 14 輸入着地検査に関する事。
- 15 家畜の保健衛生上必要な試験、研究、調査及び検査に関する事。

家畜衛生研究部

- 1 精密病性鑑定に関する事。
- 2 牛海綿状脳症(BSE)サーベイランス検査に関する事。
- 3 ウイルス学的検査及びその調査研究に関する事。
- 4 細菌学的検査及びその調査研究に関する事。
- 5 病理学的検査及びその調査研究に関する事。
- 6 生化学的検査及びその調査研究に関する事。
- 7 免疫学及び血清学的検査並びにその調査研究に関する事。
- 8 原虫及び寄生虫学的検査に関する事。
- 9 遺伝子診断等の高度病性鑑定に関する事。
- 10 畜産環境に関する調査研究に関する事。
- 11 疫学的な調査研究に関する事。
- 12 試験研究の管理に関する事。
- 13 防疫課が行う試験及び検査の技術的指導に関する事。
- 14 調査研究の企画調整、資料の収集及び成果の普及に関する事。
- 15 その他家畜衛生の調査研究に関する事。